# 条例案の概要 資料 1

令和2年6月1日 記者会見資料 福祉部(障がい者支援課)

## 上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進 に関する条例制定について

### 1 制定の趣旨

手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関し、基本理念や施策の基本となる事項を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた障害福祉施策を推進するため、本条例を制定するもの

## 2 制定の背景

- ・ 国においては障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律(障害者差別解消法)の制定など、障がい者の権利擁護に関連する法整備が進 められるとともに、障害者の権利に関する条約が批准された。
- ・ また、令和元年6月には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)が公布、施行されたほか、手話言語法案や視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案が閉会中審査となるなど、共生社会の実現に向けた法整備が現在も進められている状況である。
- ・ このような中、地方公共団体においては、手話言語に関する条例が 344 団体で制 定されるなど全国的な広がりを見せており、平成 28 年には長野県手話言語条例が 施行された。また、長野県では「障がい者共生社会づくり条例」の制定も進められ ている。
- ・ 上田市においても、市長選挙公約の実現を図るとともに、関係団体と協議を進めてきた結果、機が熟したことから、このたび本条例の制定を図るものである。

#### 3 条例案の概要

独自性

聴覚障がい者だけでなく、視覚障害、聴覚障害、言語機能又は音声機能の障害その他の障害のため、情報の取得や利用、意思表示及び意思疎通を図ることに支障がある者を「視聴覚障害者等」と定義し、手話言語の普及とともに、視聴覚障害者等の意思疎通手段等が日常生活で利用される上田市を目指すこととした。

#### 目的

手話言語が手、指、体の動き、顔の表情を組み合わせて表現される視覚言語との認識に基づき、その普及と視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進し、市の

責務と市民、事業者の役割を明らかにするとともに、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら、共生社会を実現することを目的とした。

#### • 基本理念

障害の有無にかかわらずその自発的意思が尊重されること、手話言語は独自の体系を有する言語であり、その普及は文化的所産という認識の下に行うこと、意思疎通手段等の選択の機会の確保と拡大が図られること、市、市民等が責務と役割を認識し、主体的・複合的に連携して取り組むことの4つを基本理念とした。

## ・ 市の責務及び施策

基本理念にのっとり、合理的配慮の下、関係団体と協力し、手話言語の普及及び 視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進するための施策や情報保障施策を推 進することとした。

### ・ 市民及び事業者の役割

基本理念に対する理解を深め、手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用を促進するための市の施策への協力や、視聴覚障害者等の意思疎通手段の利用や情報保障への配慮などを努力義務として規定した。

## 4 パブリックコメントの実施

- 実施期間 令和2年4月1日から令和2年4月30日まで
- 実施結果 34 名から 282 件の意見書が提出された。
- ・ 主な意見 条例制定後の市の施策や市民等の配慮に期待するもの(多数) 条例の目的・基本理念等に対する文言の追加・修正に係るもの
- ・ 対 応 条例に期待する想いを受け止めるとともに、文言の追加・修正に係る 意見については、適宜、条例案に反映させた。

#### 5 施行期日

公布の日から施行する。